

令和2年 2 月 1 7 日開会

令和2年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和2年3月定例会議議案

(2)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第44号	宮古市工場設置奨励条例の一部を改正する条例
議案第45号	地方卸売市場宮古市魚市場業務条例
議案第46号	宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例
議案第47号	宮古市総合計画基本構想を定めることに関し議決を求めることについて
議案第48号	日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
議案第49号	財産の処分に関し議決を求めることについて
議案第50号	市営住宅の家賃に係る権利を放棄することに関し議決を求めることについて
議案第51号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第52号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第53号	南川目辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて
議案第54号	鈴久名辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて
議案第55号	川内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

議案第56号	繫・桐内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて
議案第57号	松草辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

議案第 4 4 号

宮古市工場設置奨励条例の一部を改正する条例

宮古市工場設置奨励条例（平成 1 7 年宮古市条例第 1 5 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>宮古市工場等設置奨励条例</u> (目的) 第 1 条 この条例は、本市の区域内に<u>工場等</u>を新設し、又は増設する者に対し、奨励措置を講ずることにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって市勢の発展と市の経済の進展に資することを目的とする。 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>工場等</u> 別表に掲げる事業又は前条の目的の達成に寄与すると市長が認める事業の用に供する施設をいう。 (2) <u>新設</u> 本市に<u>工場等</u>を有しない者が、本市に新たに<u>工場等</u>を設置すること又は本市に<u>工場等</u>を有する者が、当該<u>工場等</u>と異なる<u>工場等</u>を本市に設置することをいう。 (3) <u>増設</u> 本市に<u>工場等</u>を有する者が、当該<u>工場等</u>を拡張することをいう。 (4) <u>新規雇用</u> 新設又は増設（以下「設置」という。）をした<u>工場等</u>を操業するため、当該<u>工場等</u>の事業の開始の日（以下「開始日」という。）前から本市に住所を有する者を新たに雇用することをいう。 (5) <u>投下固定資本総額</u> 所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）第 1 3 条第 1 号から第 7 号までに掲げる減価償却資産のうち、<u>工場等</u>の事業の用に直接供される減価償却資産の取	<u>宮古市工場設置奨励条例</u> (目的) 第 1 条 この条例は、本市の区域内に<u>工場</u>を新設し、又は増設する者に対し、奨励措置を講ずることにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって市勢の発展と市の経済の進展に資することを目的とする。 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>製造業</u> 平成 2 1 年総務省告示第 1 5 7 号で定める<u>日本標準産業分類</u>（以下「<u>日本標準産業分類</u>」という。）の大分類 E—<u>製造業</u>をいう。 (2) <u>工場</u> <u>製造業</u>を行うために必要な施設をいう。 (3) <u>新設</u> 本市に<u>工場</u>を有しない者が、本市に新たに<u>工場</u>を設置すること又は本市に<u>日本標準産業分類</u>の大分類 E—<u>製造業</u>の小分類のいずれかに分類される<u>工場</u>を有する者が、当該<u>工場</u>と異なる当該小分類に該当する<u>工場</u>を本市に設置することをいう。 (4) <u>増設</u> 本市に<u>工場</u>を有する者が、当該<u>工場</u>の生産規模を拡大するため、当該<u>工場</u>と同小分類に分類される<u>日本標準産業分類</u>の大分類 E—<u>製造業</u>の小分類に該当する<u>工場</u>を本市に設置すること、又は当該<u>工場</u>を拡張することをいう。 (5) <u>新規雇用</u> 新設又は増設（以下「設置」という。）した<u>工場</u>を操業するため、当該<u>工場</u>の事業の開始の日（以下「開始日」という。）前から本市に住所を有する者を新たに雇用することをいう。 (6) <u>投下固定資本総額</u> 所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）第 1 3 条第 1 号から第 7 号までに掲げる減価償却資産のうち、<u>製造</u>の事業の用に直接供される減価償却資産の取得

得価額の合計額をいう。

(6) 〔略〕

(便宜の供与)

第3条 市長は、本市に工場等を設置しようとする者に対し、必要に応じ、次に掲げる便宜を供与することができる。

(1) 工場等の用地の取得、労務の充足その他工場等の設置に必要な事項について協力すること。

(2) 工場等の設置に必要な資料を提供すること。

(奨励措置)

第4条 市長は、工場等を設置した者に対し、次の奨励措置を講ずることができる。

(1)～(3) 〔略〕

(固定資産税の課税免除)

第5条 市長は、次の要件を備える工場等を設置した者が、建物を取得し、若しくは建設し、又は機械、装置若しくは建物の附属設備を取得し、若しくは製作して、これらを工場等の事業の用に供したときは、当該建物、機械、装置及び建物の附属設備並びに当該建物の敷地である土地（土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。

(1) 工場等を設置する場所が、工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の規定により作成された工場立地調査簿に記載されている工場適地、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域若しくは準工業地域又は市長が適当と認める地域であること。

(2) 工場等に係る投下固定資本総額が、開始日において、新設にあつては2,500万円以上、増設にあつては1,500万円以上のものであること。

(課税免除の期間)

第6条 前条の規定による課税免除の期間は、当該工場等の開始日以後最初に固定資産税を課すべき年度から3年度間とする。

(雇用奨励金の交付)

第7条 市長は、第5条各号の要件を備える工場等を設

価額の合計額をいう。

(7) 〔略〕

(便宜の供与)

第3条 市長は、本市に工場を設置しようとする者に対し、必要に応じ、次に掲げる便宜を供与することができる。

(1) 工場用地の取得、労務の充足その他工場の設置に必要な事項について協力すること。

(2) 工場の設置に必要な資料を提供すること。

(奨励措置)

第4条 市長は、工場を設置した者に対し、次の奨励措置を講ずることができる。

(1)～(3) 〔略〕

(固定資産税の課税免除)

第5条 市長は、次の要件を備える工場を設置した者が、機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備（以下この条において「機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これらを製造の事業の用に供したときは、当該機械等及び当該工場用の建物の敷地である土地（土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。

(1) 工場の設置の場所が、工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の規定により作成された工場立地調査簿に記載されている工場適地、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域若しくは準工業地域又は市長が適当と認める地域であること。

(2) 工場に係る投下固定資本総額が、開始日において、新設にあつては2,500万円を超え、増設にあつては1,500万円を超えるのものであること。

(課税免除の期間)

第6条 前条の規定による課税免除の期間は、当該工場の開始日以後最初に固定資産税を課すべき年度から3年度間とする。

(雇用奨励金の交付)

第7条 市長は、第5条各号の要件を備える工場を設置

置した者で引き続き1年以上新規雇用の常用の従業員を、新設にあつては3人、増設にあつては1人を超えて雇用した者に対し、予算の範囲内で、当該従業員で新設にあつては3人、増設にあつては1人を超える従業員のうち規則で定める従業員1人につき20万円の雇用奨励金を交付することができる。

2 〔略〕

(利子補給金の交付)

第8条 市長は、第5条各号の要件を備える工場等であつて、当該工場等の新規雇用の常用の従業員が、新設にあつては3人以上、増設にあつては1人以上であるものを設置した者で、当該工場等の開始日までの当該工場等の設置のために要する資金に充てるために金融機関等から借入れを行ったものに対し、当該借入金について、予算の範囲内で利子補給金を交付することができる。

2 〔略〕

(奨励措置の承継)

第10条 奨励措置は、相続、譲渡等の事由により、工場等に係る事業が承継された場合は、残期間当該承継人に対して行うものとする。

2 〔略〕

(奨励措置の取消し等)

第11条 市長は、第9条第2項の規定により奨励措置の決定を受けた者（以下「決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 〔略〕

(2) 工場等の事業を廃止し、又は休止したとき。

(3)・(4) 〔略〕

(5) 工場等を当該工場等の設置の目的以外の事業の用途に供したとき。

(6) 〔略〕

2・3 〔略〕

(報告及び調査)

第12条 〔略〕

(工場等設置審査委員会)

第13条 市長の諮問に応じ、別表に掲げる事業以外の

した者で引き続き1年以上新規雇用の常用の従業員を、新設にあつては10人、増設にあつては5人を超えて雇用した者に対し、予算の範囲内で規則で定めるところにより当該従業員で新設にあつては10人、増設にあつては5人を超える従業員のうち規則で定める従業員1人につき20万円の雇用奨励金を交付することができる。

2 〔略〕

(利子補給金の交付)

第8条 市長は、第5条各号の要件を備える工場であつて、当該工場の新規雇用の常用の従業員が、新設にあつては10人以上、増設にあつては5人以上であるものを設置した者で、当該工場の開始日までの当該工場の設置のために要する資金に充てるために金融機関等から借入れを行ったものに対し、当該借入金について、予算の範囲内で利子補給金を交付することができる。

2 〔略〕

(奨励措置の承継)

第10条 奨励措置は、相続、譲渡等の事由により、工場に係る事業が承継された場合は、残期間当該承継人に対して行うものとする。

2 〔略〕

(奨励措置の取消し等)

第11条 市長は、第9条第2項の規定により奨励措置の決定を受けた者（以下「決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 〔略〕

(2) 工場の事業を廃止し、又は休止したとき。

(3)・(4) 〔略〕

(5) 工場を製造業以外の用途に供したとき。

(6) 〔略〕

2・3 〔略〕

(報告及び調査)

第12条 〔略〕

<u>事業に係る工場等を設置しようとする者に対して奨励措置を講ずることについて審査するため、宮古市工場等設置審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> <u>2 委員会は、7人の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が任命する。</u> <u>(1) 学識経験を有する者</u> <u>(2) 関係団体の役職員</u> <u>(3) その他市長が必要と認める者</u> <u>3 委員は、当該諮問に係る審査が終了したときは、解任されるものとする。</u> <u>4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (補則) 第14条 〔略〕	(補則) 第13条 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

農業、林業のうち、耕種農業（施設園芸及び植物工場に限る。）
漁業のうち、水産養殖業
製造業
電気・ガス・熱供給・水道業のうち、電気業（バイオマス発電事業に限る。）
情報通信業
運輸業、郵便業のうち、道路貨物運送業、水運業、倉庫業又は運輸に附帯するサービス業
卸売業、小売業のうち、卸売業
学術研究、専門・技術サービス業のうち、学術・開発研究機関（自然科学研究所に限る。）
サービス業（他に分類されないもの）のうち、機械等修理業

備考 この表の事業の分類は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の例による。

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の宮古市工場等設置奨励条例の規定は、この条例の施行の日以後に工場等の新設又は増設をした者について適用し、同日前に工場等の新設又は増設をした者については、なお従前の例による。

令和2年2月26日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

立地企業に対する奨励措置を講ずる対象事業を拡大するとともに、雇用奨励金の交付要件の見直し等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第45号

地方卸売市場宮古市魚市場業務条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市場関係事業者（第6条—第16条）
- 第3章 市場施設の使用（第17条—第20条）
- 第4章 売買取引及び決済の方法（第21条—第36条）
- 第5章 監督（第37条・第38条）
- 第6章 運営委員会（第39条）
- 第7章 雑則（第40条—第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方卸売市場宮古市魚市場（以下「市場」という。）の適正かつ健全な業務運営に関する事項を定めることにより、水産物等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 魚介そう類 鮮魚介類、海藻類及びこれらの加工品並びにその他の水産物をいう。
- (2) 卸売業者 市場に出荷される魚介そう類について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて卸売をするため、当該市場において市長の指定を受けて卸売の業務を行う者をいう。
- (3) せり人 市場でせり売の方法により販売する業務に従事させるため、卸売業者が市長に届け出た者をいう。
- (4) 買受人 卸売業者から販売又は加工の目的をもって卸売を受けようとする者であって、市長の承認を受けて買受の業務を行う者をいう。
- (5) 相対取引 一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。

（名称及び位置）

第3条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
地方卸売市場宮古市魚市場	宮古市臨港通2番1号

（取扱品目）

第4条 市場において取り扱う品目は、魚介そう類とする。

（開設者の差別的取扱いの禁止）

第5条 市長は、市場の業務運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第2章 市場関係事業者

（卸売業者の数）

第6条 卸売業者の数は、1とする。

(卸売業者の指定)

第7条 卸売業者は、規則で定めるところにより、市長の指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の指定を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の指定をすることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法（昭和46年法律第35号）若しくは卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）による改正前の卸売市場法（第9条第2項及び第14条第2項において「旧法」という。）の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 次条の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 法人であってその業務を執行する役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるとき。

(5) 市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有する者でないと認めるとき。

3 卸売業者の指定の有効期間は、3年とする。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、卸売業者が前条第2項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、卸売業者の指定を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者がこの条例、この条例に基づく処分又は規則に違反したときは、卸売業者の指定を取り消し、又は期間を定めて卸売業務の停止を命ずることができる。

(せり人)

第9条 卸売業者は、せり人を使用するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 せり人は、せりを行うのに必要な経験及び能力を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法若しくは旧法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(3) 買受人の役員又は使用人である者

(販売委託の拒否の禁止)

第10条 卸売業者は、規則で定める正当な理由がない限り、出荷者からの販売の委託を拒んではならない。

(備付帳簿等)

第11条 卸売業者は、その業務を適正に行うため、規則で定める備付帳簿等を整備しなければならない。

(物品の品質管理の方法)

第12条 卸売業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等に即して卸売の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

2 卸売業者は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 品質管理の取扱者の設置及び責務に関する事項

(2) 卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
(卸売業者の差別的取扱いの禁止)

第13条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(買受人の承認)

第14条 買受人は、卸売業者から取引に係る承諾を受け、かつ、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、買受人の承認をすることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法若しくは旧法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 次条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 法人であってその業務を執行する役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるとき。

(5) 卸売の相手方として必要な経験及び資力信用を有する者でないと認めるとき。

3 買受人の承認の有効期間は、3年とする。

(承認の取消し等)

第15条 市長は、買受人が前条第2項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、買受人の承認を取り消すものとする。

2 市長は、買受人がこの条例、この条例に基づく処分又は規則に違反したときは、買受人の承認を取り消し、又は期間を定めて買受人の資格の停止を命ずることができる。

(保証金)

第16条 買受人は、第14条第1項の承諾を受けた日から10日以内に、卸売業者が定める業務運営等に関する規約に規定する保証金を卸売業者に納入しなければならない。

第3章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第17条 市長は、卸売業者及び買受人（以下「使用者」という。）が使用する市場施設（市場の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用時間等の使用条件を指定するものとする。

(用途等の変更及び転貸の禁止)

第18条 使用者は、市場施設の用途又は現状を変更してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者は、市場施設を転貸し、又は他人に使用させてはならない。

(使用料)

第19条 市長は、卸売業者から市場施設の使用に係る使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、毎月の魚介そう類の卸売販売価格の総額（消費税及び地方消費税の額を除く。）に、1,000分の3.5を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 市場施設の使用料は、市場施設を使用した月の翌月の20日までに納付しなければならない。

4 市場施設において使用する電気、ガス、水道その他あらかじめ取り決めた費用については、当該使用者の負担とする。

(使用料の減免)

第20条 市長は、災害その他の特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

第4章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第21条 市場における売買取引は、公正かつ効率的に行わなければならない。

(売買取引の単位)

第22条 売買取引の単位は、重量によるものとする。ただし、重量によることが困難なものについては、個数又は尾数によることができる。

(委託品の下見)

第23条 出荷者から販売の委託を受けた魚介そう類（以下「委託品」という。）の売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後に開始するものとする。

2 見本又は銘柄による売買取引の場合は、その取引開始前に委託品の品種、漁場(産地)、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を表示しなければならない。

(指値のある委託品)

第24条 卸売業者は、委託品に指値（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）がある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による表示をしなかったときは、指値をもって買受人に対抗することができない。

(委託品の即日販売)

第25条 委託品は、特別の理由がある場合を除き、即日販売としなければならない。

(売買取引の方法)

第26条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる品目の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1) 出荷者がせり売り又は入札の方法によることを求めた品目 せり売り又は入札の方法

(2) 出荷者が品目の一定の割合に相当する部分について、せり売り又は入札の方法によることを求めた品目 毎日の卸売予定数量のうち卸売業者が品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売り又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売り若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 前2号に掲げる品目以外の品目 せり売り若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる品目（第2号に掲げる品目にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長がせり売り又は入札の方法によることが著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができる。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売り又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) 卸売業者及び買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した品目の卸売をする場合

(6) 緊急に出航する船舶に品目を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻前に卸売をする場合

(7) 第30条第1項ただし書の規定により買受人以外の者に対して卸売をする場合

3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる品目については、入荷量が一時的に著しく減少した場合又は需要が一時的に著しく増加した場合であつて、市長が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売り又は入札の方法によらなければならない。

(秘密取引の禁止)

第27条 卸売の売買取引は、秘密の方法で行ってはならない。

(卸売物品の引取り)

第28条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、買受人が正当な理由がなく物品の引取りを怠つたと認めるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）が第1項の買受人に対する販売価格より低いときは、その差額を当該買受人に請求することができる。

(代金決済の方法)

第29条 卸売業者は、委託品を販売したときは、買受仕切書を作成するとともに、当該仕切書を添え、現金、送金その他の方法で、その販売をした日から起算して7日（市場の休業日を除く。）以内にその代金（消費税及び地方消費税の額を含む。）を販売の委託をした者に支払わなければならない。ただし、代金決済について、特約がある場合は、この限りでない。

2 買受人は、卸売を受けた日から起算して13日以内に、現金、送金その他の方法で、その代金（消費税及び地方消費税の額を含む。）を卸売業者に支払わなければならない。ただし、代金決済について、特約がある場合は、この限りでない。

3 前項に規定する支払期限の末日が市場の休業日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休業日又は休日でない日を支払期限の末日とする。

(卸売の相手方の制限)

第30条 卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、買受人の買受を不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

(1) 市場における入荷量が著しく多いことにより、又は品種若しくは品質が特殊であるため残品が生ずるおそれがある場合

(2) 買受人に対して卸売をした後において残品が生じた場合

(3) 入荷量を調整するため他の卸売業者等に対して卸売をする場合

(4) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 卸売の対象となる品種、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 地方卸売市場宮古市魚市場運営委員会の審議を経て、卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認められること。

(5) 卸売業者が、漁業者等（漁業者又は漁業者を構成員とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で、漁業の振興を図ることを目的とする者を含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下この号において同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が前号ア及びイに掲げる要件を満たしているとき。

2 卸売業者は、前項第4号又は第5号の措置をとった場合は、当該措置に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項ただし書の場合において、取引の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、販売の制限、取引方法その他の事項を指示することができる。

（卸売業者についての卸売の相手としての買受けの禁止）

第31条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場において、卸売の相手方として買受人になることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 委託品の適正な取引及び価格の形成を阻害しない場合

(2) 買受人に著しく不利益を及ぼさない場合

2 前条第3項の規定は、前項ただし書の場合において準用する。

（売買取引条件の公表）

第32条 卸売業者は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 魚介そう類の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の魚介そう類の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種

類、内容及びその額

(5) 魚介そう類の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額並びに当該奨励金等の交付基準

(卸売予定数量等の公表)

第33条 市長及び卸売業者は、毎日の売買取引が開始される前に、その日の主要な委託品の卸売予定数量その他必要な事項を公表しなければならない。

2 市長及び卸売業者は、卸売の数量及び価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）を主要品目の高値及び安値に区分して、卸売が終了した後、速やかに公表しなければならない。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（前条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表しなければならない。

4 前3項の規定による公表は、インターネットの利用又は市場の見やすい場所への掲示その他適切な方法により行わなければならない。

(販売手数料)

第34条 出荷者は、卸売業者に販売手数料を支払わなければならない。

2 卸売業者が徴収する販売手数料は、売上金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の1,000分の50以内の額とし、販売の都度、徴収する。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する率の範囲内で販売手数料の額の変更を命ずることができる。

(販売手数料以外の報酬收受の禁止)

第35条 卸売業者は、出荷者から前条の販売手数料以外の報酬を受けてはならない。

(卸売業者による報告等)

第36条 卸売業者は、市場の毎月の取扱高を翌月10日までに、市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、事業年度ごとに、規則に定める事業報告書を作成し、当該事業年度終了後90日以内に市長に提出しなければならない。

3 卸売業者は、前項の事業報告書を提出したときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えておかなければならない。

4 卸売業者は、前項の貸借対照表及び損益計算書について、閲覧の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(1) 卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者からの閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされた場合と認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第5章 監督

(報告及び検査)

第37条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は買受人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその業務若しくは会計に関し検査することができる。

(改善措置命令)

第38条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は買受人に対し、業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第39条 市場の公正かつ円滑な管理運営を図るため、地方卸売市場宮古市魚市場運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員12人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 水産関係団体の代表者

(2) 学識経験者

(3) 公募による者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(秩序の保持)

第40条 使用者及び市場へ入場する者（以下「使用者等」という。）は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、使用者等に対して、入場の制限その他適当な措置をとることができる。

(施設の清潔保持)

第41条 使用者等は、常に市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 市長は、市場施設の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、使用者等に対して、入場の制限その他適当な措置をとることができる。

(損害賠償等)

第42条 市場施設を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は市にその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(地方卸売市場宮古市魚市場条例の廃止)

- 2 地方卸売市場宮古市魚市場条例（平成17年宮古市条例第141号）は、廃止する。
(地方卸売市場宮古市魚市場条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の地方卸売市場宮古市魚市場条例（以下「廃止前の条例」という。）第3条の指定を受けている卸売業者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において第7条第1項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされた卸売業者の指定の有効期間は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に廃止前の条例第4条の承認を受けている買受人は、施行日において第14条第1項の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該承認を受けたものとみなされた買受人の承認の有効期間は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 5 この条例の施行の際現に廃止前の条例第5条の規定による指定を受けている卸売業者及び買受人は、施行日において第17条の規定による指定を受けたものとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に廃止前の条例第11条第1項に規定する地方卸売市場宮古市魚市場運営委員会の委員に任命されている者は、施行日において第39条第2項の規定により地方卸売市場宮古市魚市場運営委員会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該任命されたものとみなされた委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 7 廃止前の条例第7条第1項の使用料で、施行日前に徴収していないものについては、第19条第1項の使用料とみなして、同項から同条第3項までの規定の例により徴収する。
- 8 附則第3項の規定により、第7条第1項の指定を受けたものとみなされる卸売業者は、施行日前において、第9条第1項の届出をすることができる。

令和2年2月26日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

卸売市場法の改正に伴い、市場関係事業者の遵守事項等を定め、水産物等の取引の適正化及び流通の円滑化を図ろうとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 4 6 号

宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

宮古市奨学資金貸付条例（平成 1 7 年宮古市条例第 2 4 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>高等学校</u> 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する高等学校をいう。 (2) <u>大学等</u> 学校教育法に規定する大学、<u>高等専門学校及び専修学校の専門課程</u>をいう。 (資格) 第 3 条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の要件を備えた者でなければならない。 (1)・(2) [略] (3) <u>高等学校又は大学等に在学していること。</u> (4) [略] (貸付け) 第 4 条 [略] 2 奨学金の貸付けは、宮古市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の<u>意見を聴いたうえで、市長が決定する。</u> (奨学金の額) 第 6 条 奨学金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>高等学校に在学する者 月額 2 万円</u> (2) <u>大学等に在学する者 月額 8 万円以内で市長が認める額</u> (3) <u>大学等に在学する者のうち、当該大学等に納入する授業料等の額が他の大学等と比較して高額であると市長が認める者 月額 1 6 万円以内で市長が認める額</u> 2 <u>高等学校又は大学等に入学した月に相当する分として貸し付ける奨学金には、前項各号に定める額に、同項第 1 号に掲げる者にあつては 1 0 万円以内、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者にあつては 3 0 万円以内で、市長が認める額を加算することができる。</u> (貸付方法)	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>高等学校等</u> 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する高等学校及び<u>高等専門学校</u>をいう。 (2) <u>大学等</u> 学校教育法に規定する大学及び<u>専修学校の専門課程</u>をいう。 (資格) 第 3 条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の要件を備えた者でなければならない。 (1)・(2) [略] (3) <u>高等学校等又は大学等に在学していること。</u> (4) [略] (貸付け) 第 4 条 [略] 2 奨学金の貸付けは、宮古市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の<u>推薦により市長が決定する。</u> (奨学金の額) 第 6 条 奨学金の額は、次の<u>とおり</u>とする。 (1) <u>高等学校等に在学する者 月額 1 8, 0 0 0 円</u> (2) <u>大学等に在学する者 月額 5 0, 0 0 0 円</u> (貸付方法)

第7条 奨学金は、貸付けを開始した月から借受者が<u>高等学校又は大学等を卒業するまでの間において正規の修業年限を超えない期間、毎月貸し付けるものとする。</u>ただし、特別の理由があるときは、あらかじめ6月分の<u>奨学金（前条第2項の規定により加算される額を除く。）</u>を合わせて貸し付けることができる。 <u>（貸付額の変更）</u> 第8条 借受者は、<u>授業料等の額の変更その他特別の理由により、奨学金の額の変更を希望するときは、市長の承認を受けなければならない。</u> <u>（貸付けの廃止）</u> 第9条 〔略〕 第10条 〔略〕 第11条 〔略〕 第12条 〔略〕 第13条 〔略〕 第14条 〔略〕 第15条 〔略〕 第16条 〔略〕	第7条 奨学金は、貸付けを開始した月から借受者が<u>高等学校等又は大学等を卒業するまでの間において正規の修業年限を超えない期間、毎月貸し付けるものとする。</u>ただし、特別の理由があるときは、あらかじめ6月分を合わせて貸し付けることができる。 <u>（貸付けの廃止）</u> 第8条 〔略〕 第9条 〔略〕 第10条 〔略〕 第11条 〔略〕 第12条 〔略〕 第13条 〔略〕 第14条 〔略〕 第15条 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮古市奨学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に奨学資金の貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前に奨学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

（宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例の一部改正）

- 3 宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例（平成29年宮古市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（免除の要件） 第2条 市長は、貸付条例第12条の規定にかかわらず、貸付条例第11条第1項本文の規定により奨学資金の返還の義務（貸付条例第13条の規定により返還を猶予した場合の当該猶予した期間が満了した場合を含む。）が生じた借受者（貸付条例第5条第2項に規定する借受者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、当該奨学資金の返還を	（免除の要件） 第2条 市長は、貸付条例第11条の規定にかかわらず、貸付条例第10条第1項本文の規定により奨学資金の返還の義務（貸付条例第12条の規定により返還を猶予した場合の当該猶予した期間が満了した場合を含む。）が生じた借受者（貸付条例第5条第2項に規定する借受者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、当該奨学資金の返還を

免除することができる。 (1)・(2) 〔略〕 附 則 1 〔略〕 2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。 3～5 〔略〕	免除することができる。 (1)・(2) 〔略〕 附 則 1 〔略〕 2 この条例は、<u>平成39年3月31日</u>限り、その効力を失う。 3～5 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

令和2年2月26日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

奨学金の月額を増額するとともに、奨学金の貸付制度の拡充をしようとするものである。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第47号

宮古市総合計画基本構想を定めることに関し議決を求めることについて

宮古市総合計画基本構想を別添のとおり定めるため、宮古市自治基本条例（平成19年宮古市条例第21号）第14条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

市政運営の指針となる宮古市総合計画基本構想を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第48号

日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事
- 2 工事場所 宮古市崎鍬ヶ崎地先
- 3 契約金額 187,660,000円
- 4 請負者 住所 宮古市宮町一丁目3番43号
名称 大坂建設株式会社
代表取締役 大坂 文人

令和2年2月26日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事の請負契約を締結しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

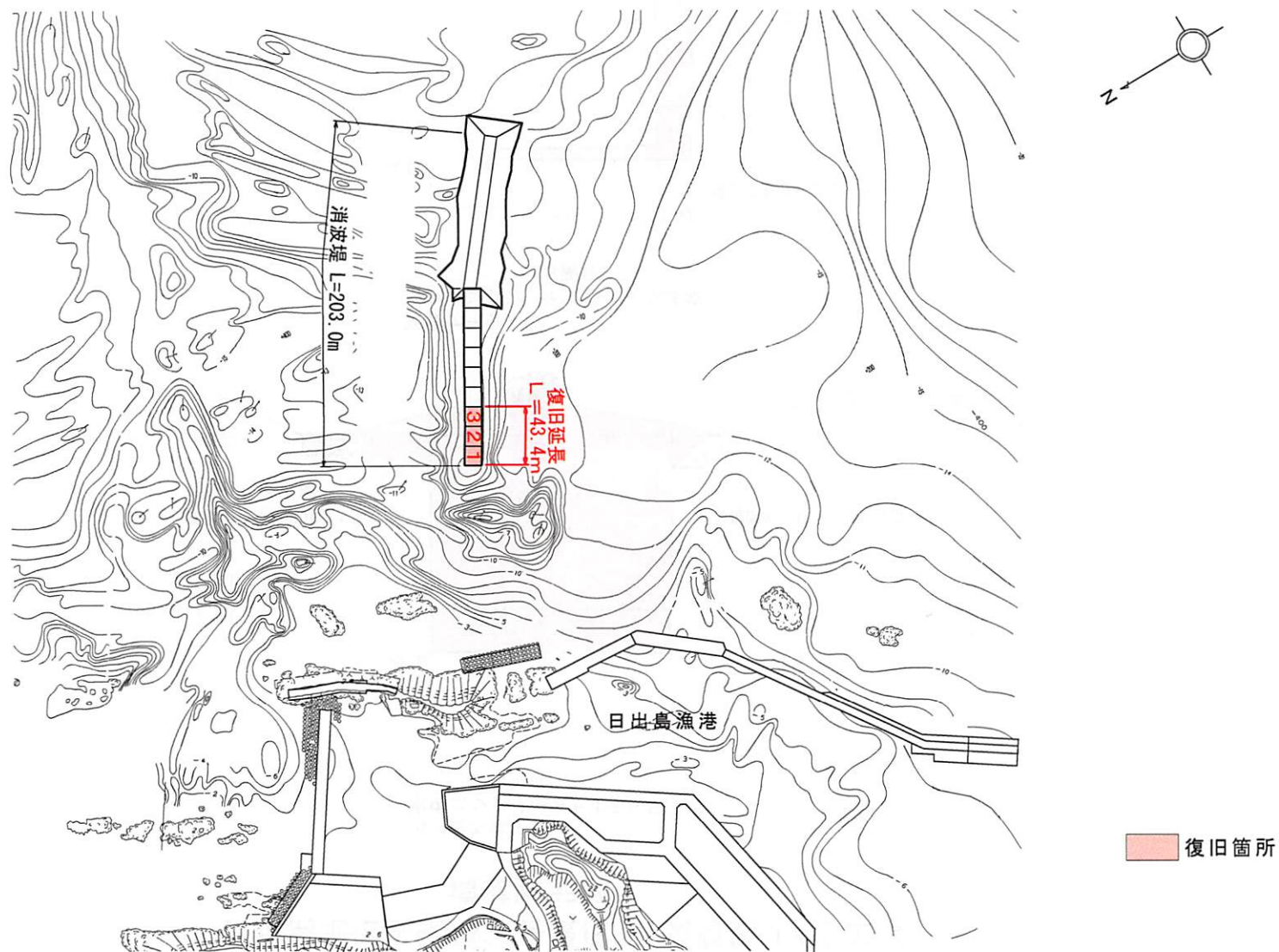
参考資料

工事の概要

- | | | |
|---|--------|------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事 |
| 2 | 工事場所 | 宮古市崎楯ヶ崎地先 |
| 3 | 工 期 | 令和2年3月20日から令和3年3月24日まで |
| 4 | 主な工事内容 | 消波堤：L＝43.4m |

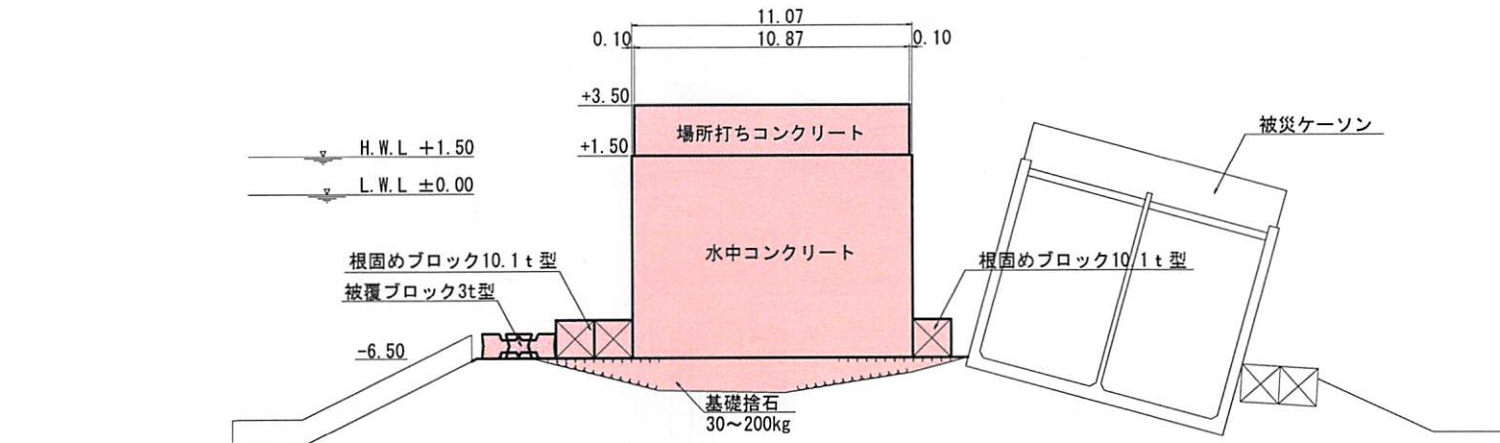
日出島地区養殖場災害復旧(元災暫第1号)工事

全体平面図

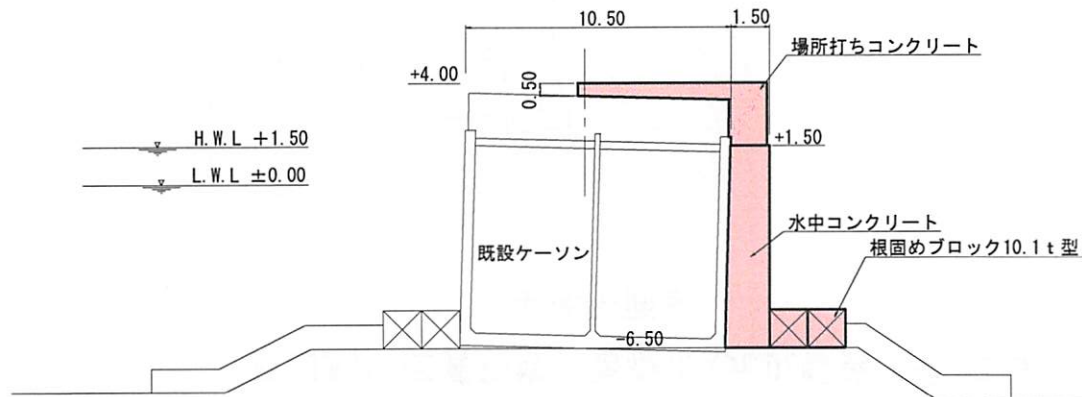


日出島地区養殖場災害復旧(元災暫第1号)工事 標準断面図

消波堤本体を
水中コンクリートとする区間
(2 函目)



既設ケーソンに
水中コンクリートで腹付する区間
(1・3 函目)



議案第49号

財産の処分に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する目的

宮古運動公園の用に供していた土地の一部について、岩手県が施工する防潮堤整備事業用地の用に供することにより、防災機能の強化が図られるため。

2 処分する財産

土地

所在地	地 目	地 積	処分価格
宮古市赤前第8地割10番2の一部	雑種地	40.24 m ²	
宮古市赤前第8地割10番4の一部	雑種地	3,455.48 m ²	
宮古市赤前第9地割68番の一部	雑種地	5,075.65 m ²	
宮古市赤前第9地割81番2の一部	雑種地	174.90 m ²	
宮古市赤前第9地割91番2	雑種地	114.54 m ²	
宮古市赤前第9地割98番2	山 林	504.77 m ²	
合 計		9,365.58 m ²	127,814,544 円

3 処分の方法

売払い

4 処分の相手方

岩手県

令和2年2月26日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古運動公園の用に供していた土地の一部を売払いしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 50 号

市営住宅の家賃に係る権利を放棄することに関し議決を求めることについて

次のとおり市営住宅の家賃に係る権利を放棄するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

1 放棄する権利の種類

市営住宅の家賃債権

2 放棄する権利の内容

(1) 人数 2 名

(2) 月数 延べ 223 月

(3) 金額 3,406,870 円

3 権利を放棄する時期

議決後速やかに放棄する。

令和 2 年 2 月 26 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

債務者及び連帯保証人の死亡、相続人の相続放棄等により、市営住宅の家賃に係る債権の回収が不能となったことから、当該権利を放棄しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第51号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称
みやこ斎苑
- 2 指定管理者の名称
リアス環境管理株式会社
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
令和2年2月26日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

みやこ斎苑の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 52 号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

グリーンピア三陸みやこ

2 指定管理者の名称

株式会社グリーンピア三陸みやこ

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 2 月 26 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

グリーンピア三陸みやこの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第53号

南川目辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

南川目辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

南川目辺地の公共施設の整備を図るため、新たな計画を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

総 合 整 備 計 画 書

岩手県宮古市 南川目辺地
(辺地の人口 55 人 面積 17.6km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
宮古市長沢第4地割、第5地割及び第6地割
- (2) 辺地の中心の位置
宮古市長沢第4地割3番地
- (3) 辺地度点数 150点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から西に約18kmの山間地域に位置する林業と農業を主体とした地域であり、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。
(1) 安全な道路交通を確保するため、道路の修繕を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで5年間

(単位：千円)

区分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
市町村道・橋りょう	宮古市	62,000	32,550	29,450	29,200
合 計		62,000	32,550	29,450	29,200

議案第54号

鈴久名辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

鈴久名辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

鈴久名辺地の公共施設の整備を図るため、新たな計画を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

総 合 整 備 計 画 書

岩手県宮古市 鈴久名辺地

(辺地の人口 81 人 面積 3.6km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

宮古市鈴久名第1地割、第2地割、第6地割及び第7地割

(2) 辺地の中心の位置

宮古市鈴久名第2地割64

(3) 辺地度点数 154点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から西に約4.1kmの山間地域に位置する林業と農業を主体とした地域であり、次の事情により公共的施設の整備を必要とする。

(1) 地場産品の付加価値を高める商品の開発及び販路の拡大などを行い、地域住民の就業機会の増大と所得の向上を図るため、加工施設を整備する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
地場産業振 興施設	宮古市		32,200	0	32,200	32,200
合 計			32,200	0	32,200	32,200

議案第 55 号

川内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

川内辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

川内辺地の公共施設の整備を図るため、新たな計画を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

総 合 整 備 計 画 書

岩手県宮古市 川内辺地

(辺地の人口 179 人 面積 64.5km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

宮古市川内第2地割、第3地割、第4地割、第5地割、第6地割、第7地割及び第9地割

(2) 辺地の中心の位置

宮古市川内第4地割22番地4

(3) 辺地度点数 164点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から西に約4.1kmの山間地域に位置し、国道106号周辺に家屋が点在する集落である。急峻な地形であるため土地利用が難しく、主な産業は林業と農業となっている。近年、高齢化の進行が著しく、集落機能の維持と他地域との格差の解消が急務である。

次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

(1) 安全で安心した水道水の供給を図るため、浄水場を増設する必要がある。

(2) 観光・レクリエーション機能の充実を図るため、道の駅の機能を更新する必要がある。

(3) 積雪量が非常に多く、積雪による孤立への対策として、除雪機械を整備する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
飲用水供給施設	宮古市	457,239	65,000	392,239	392,200
観光・レクリエーション施設	宮古市	117,965	0	117,965	117,900
除雪機械	宮古市	20,000	12,000	8,000	8,000
合 計		595,204	77,000	518,204	518,100

議案第 56 号

繫・桐内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

繫・桐内辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

繫・桐内辺地の公共施設の整備を図るため、新たな計画を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

総 合 整 備 計 画 書

岩手県宮古市 繫・桐内辺地

(辺地の人口 101 人 面積 30.4km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

宮古市川井第6地割、第7地割、第9地割、第10地割及び第11地割

(2) 辺地の中心の位置

宮古市川井第7地割114-2

(3) 辺地度点数 128点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から西に約31km山間地域に位置する林業と農業を主体とした地域であり、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

(1) 交通の便を確保するため、川井地域バスの車両の整備をする必要がある。

(2) 安全な道路交通を確保するため、橋りょう及び農林道の修繕を行う必要がある。

(3) 積雪量が非常に多く、積雪による孤立への対策として、除雪機械を整備する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
自動車・雪上車	宮古市	7,500	0	7,500	7,500
市町村道・橋りょう	宮古市	55,000	31,762	23,238	23,200
農道・林道	宮古市	18,770	0	18,770	18,700
除雪機械	宮古市	34,000	20,400	13,600	13,600
合 計		115,270	52,162	63,108	63,000

議案第 57 号

松草辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

松草辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

松草辺地の公共施設の整備を図るため、新たな計画を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

総 合 整 備 計 画 書

岩手県宮古市 松草辺地
(辺地の人口 55 人 面積 51.3km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
宮古市区界第3地割及び第4地割
- (2) 辺地の中心の位置
宮古市区界第4地割28番地2
- (3) 辺地度点数 222点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から西に約5.9km山間地域に位置する林業と農業を主体とした地域であり、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 農業者の安全確保を図るため、施設点検により改修が必要とされた農道施設を整備する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
農道・林道	宮古市	112,000	56,000	56,000	56,000
合	計	112,000	56,000	56,000	56,000